

公海漁業の将来 を考える

～世界はどう動いているのか？～

第25回「ジャパン・インターナショナル・
シーフードショー」

2023年8月23日

日本トロール底魚協会国際顧問 森下文二



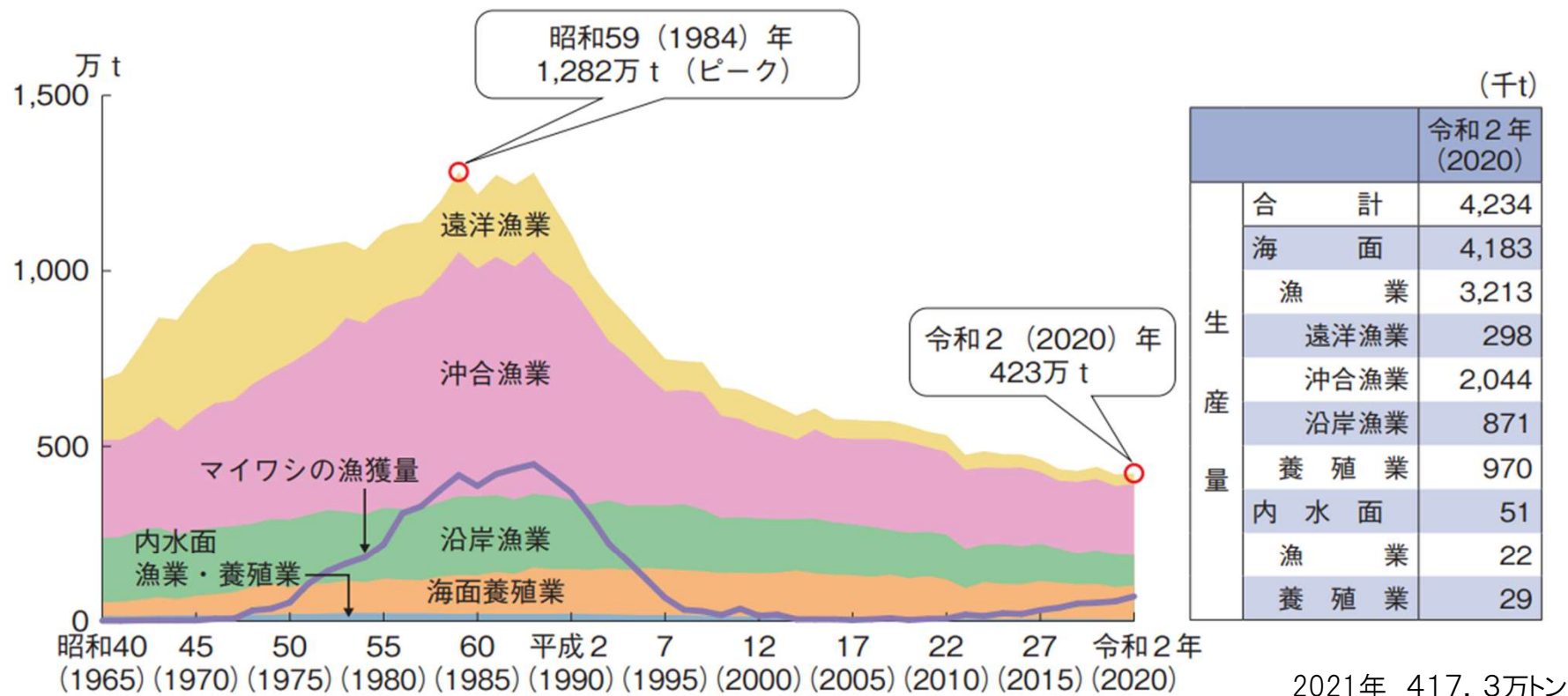
トピック

1. 公海漁業と遠洋漁業
2. 公海漁業の規制と管理
3. 海洋環境と生物多様性の保存
4. 公海漁業の将来

トピック

1. 公海漁業と遠洋漁業
2. 公海漁業の規制と管理
3. 海洋環境と生物多様性の保存
4. 公海漁業の将来

図表2-1 漁業・養殖業の生産量の推移

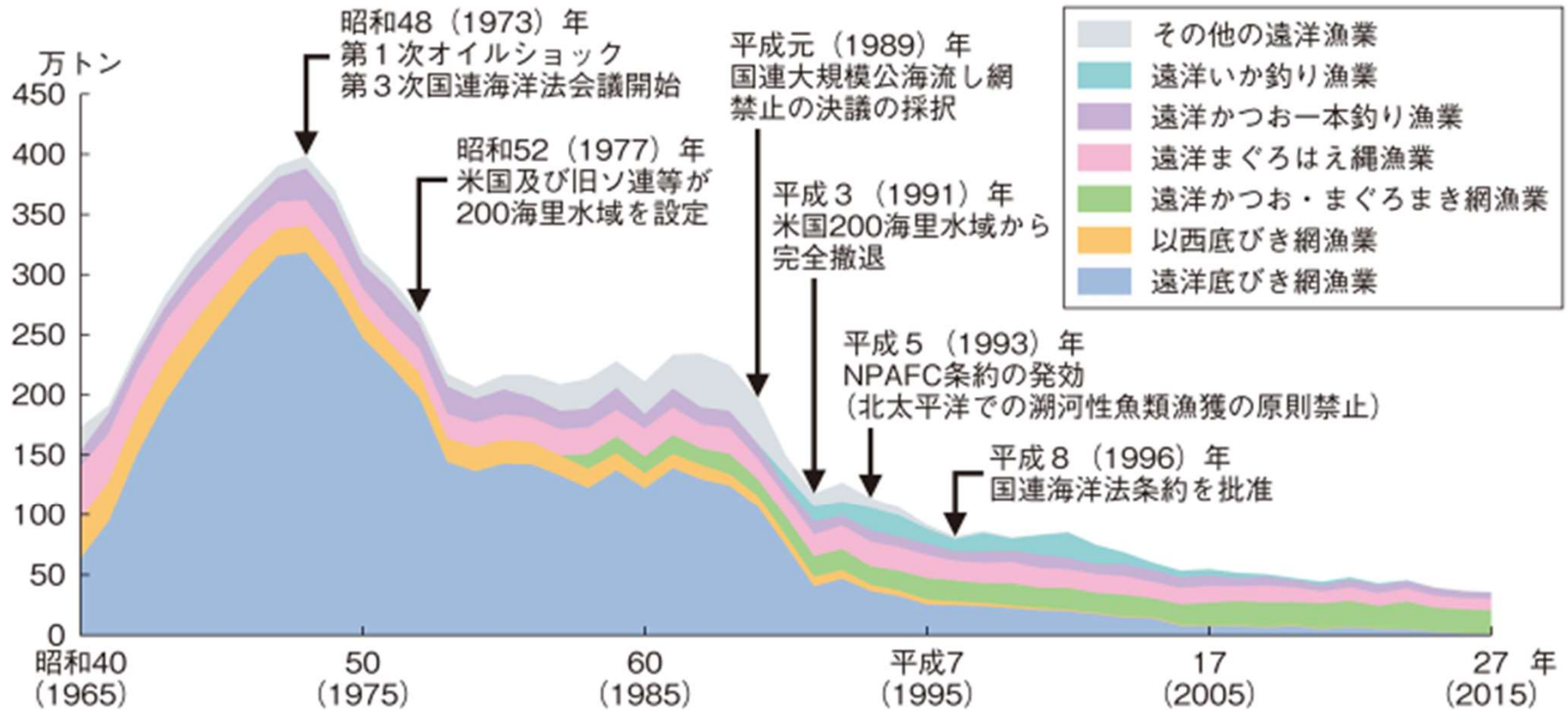


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

（出典 令和3年度水産白書）

図 I-2-1 我が国の遠洋漁業生産量の推移

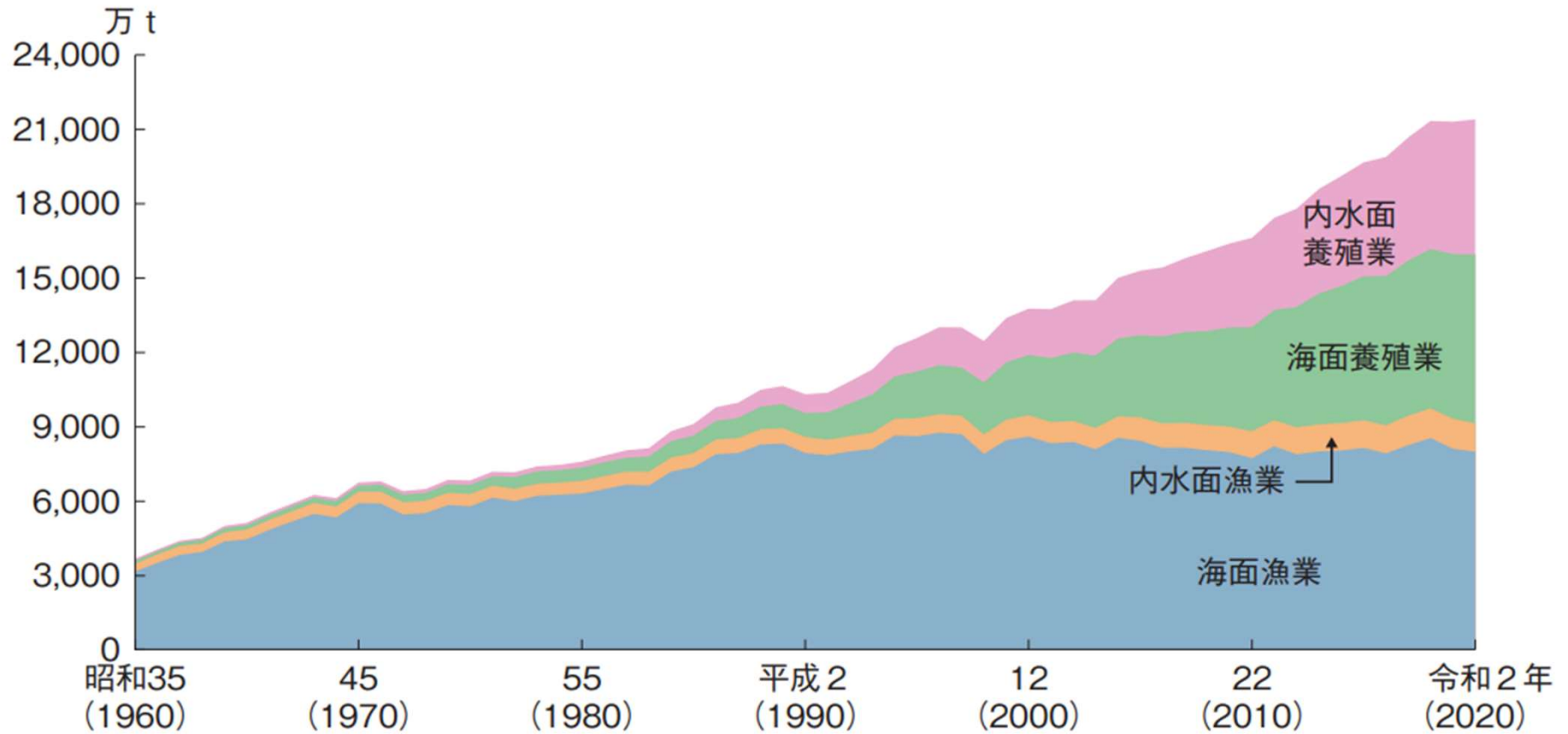


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」等に基づき水産庁で作成

注：平成26(2014)年及び平成27(2015)年の遠洋いか釣り漁業については、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値が公表されていない。

(出典 水産庁 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h28_h/trend/1/t1_1_2_1.html)

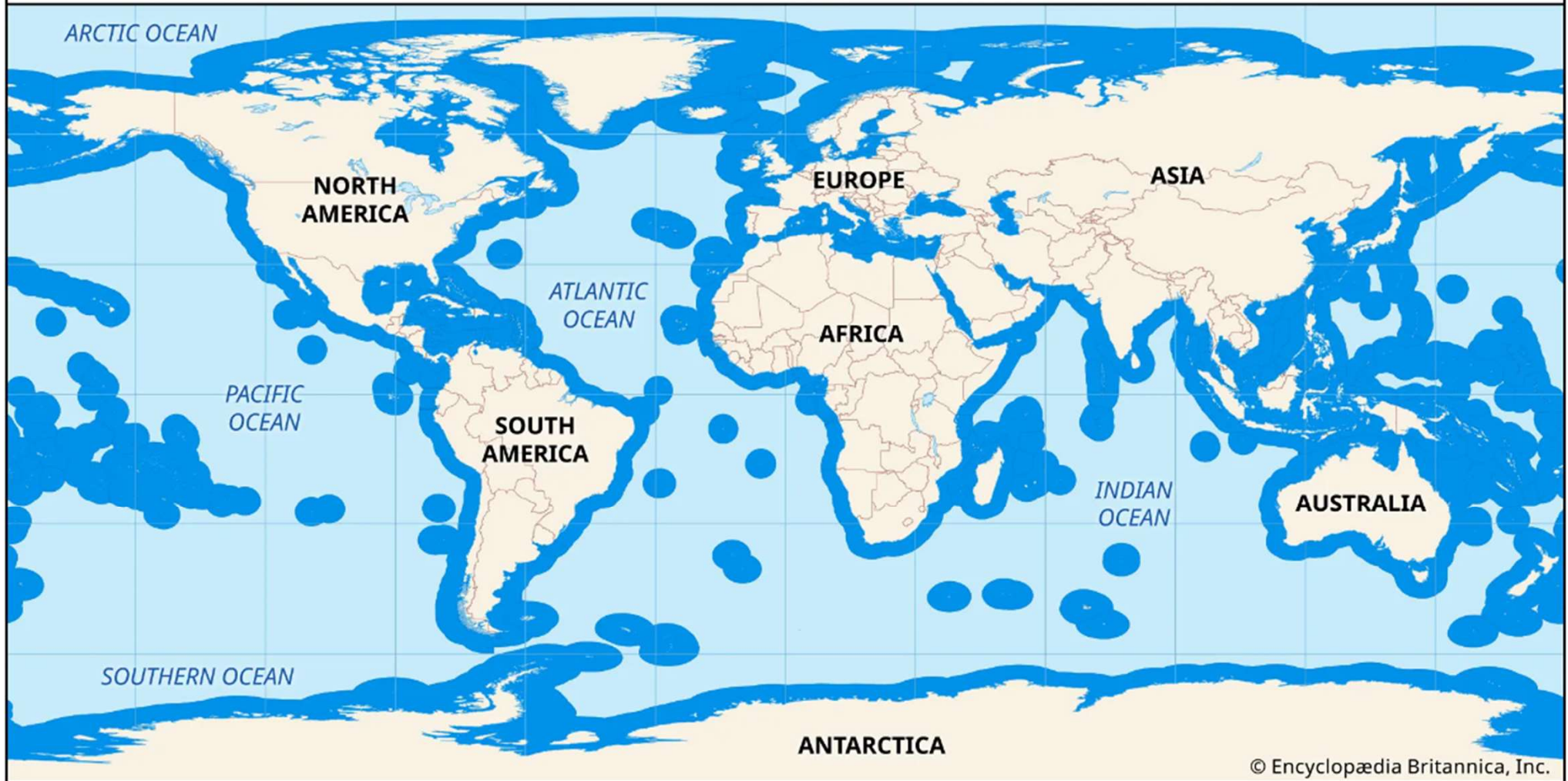
図表4-1 世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production、Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

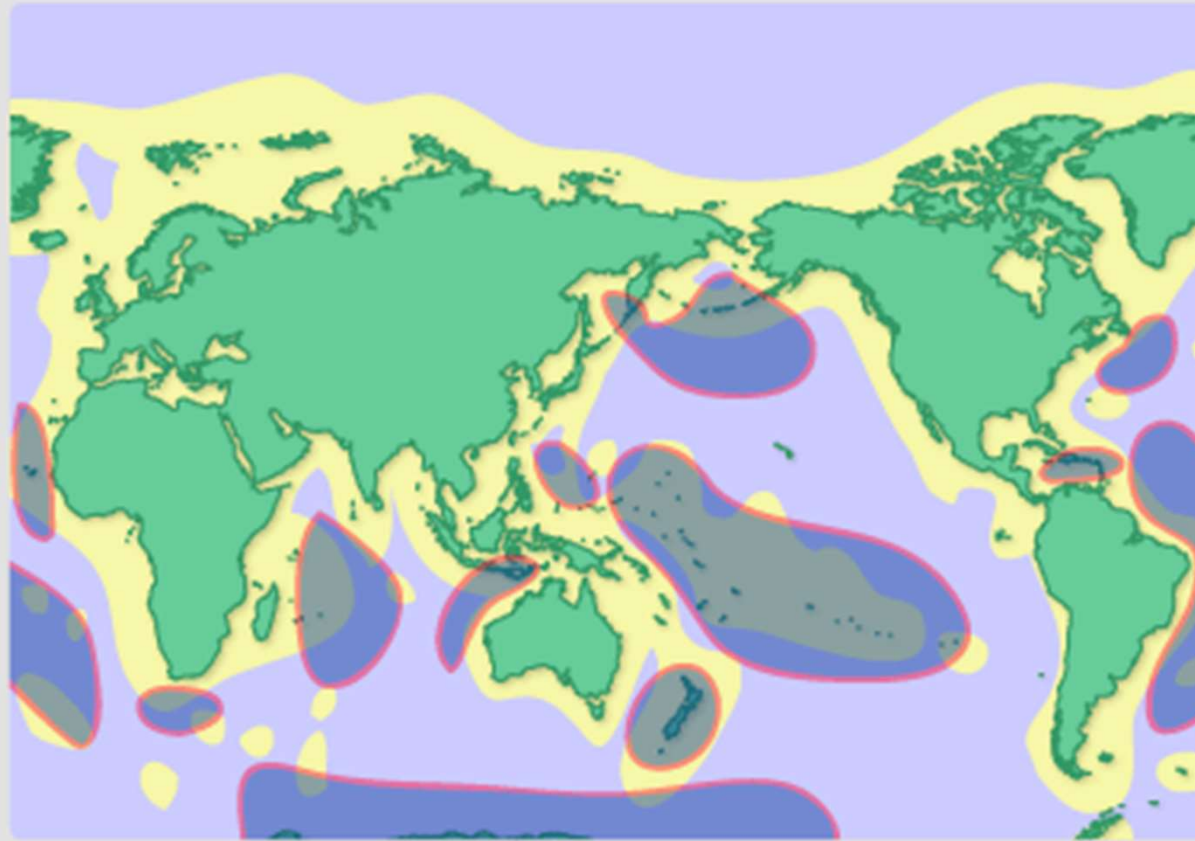
(出典 令和3年度水産白書)

WORLD'S EXCLUSIVE ECONOMIC ZONES



(出典 *Encyclopædia Britannica, Inc.* <https://www.britannica.com/topic/exclusive-economic-zone>)

200カイリ水域と遠洋漁業水域

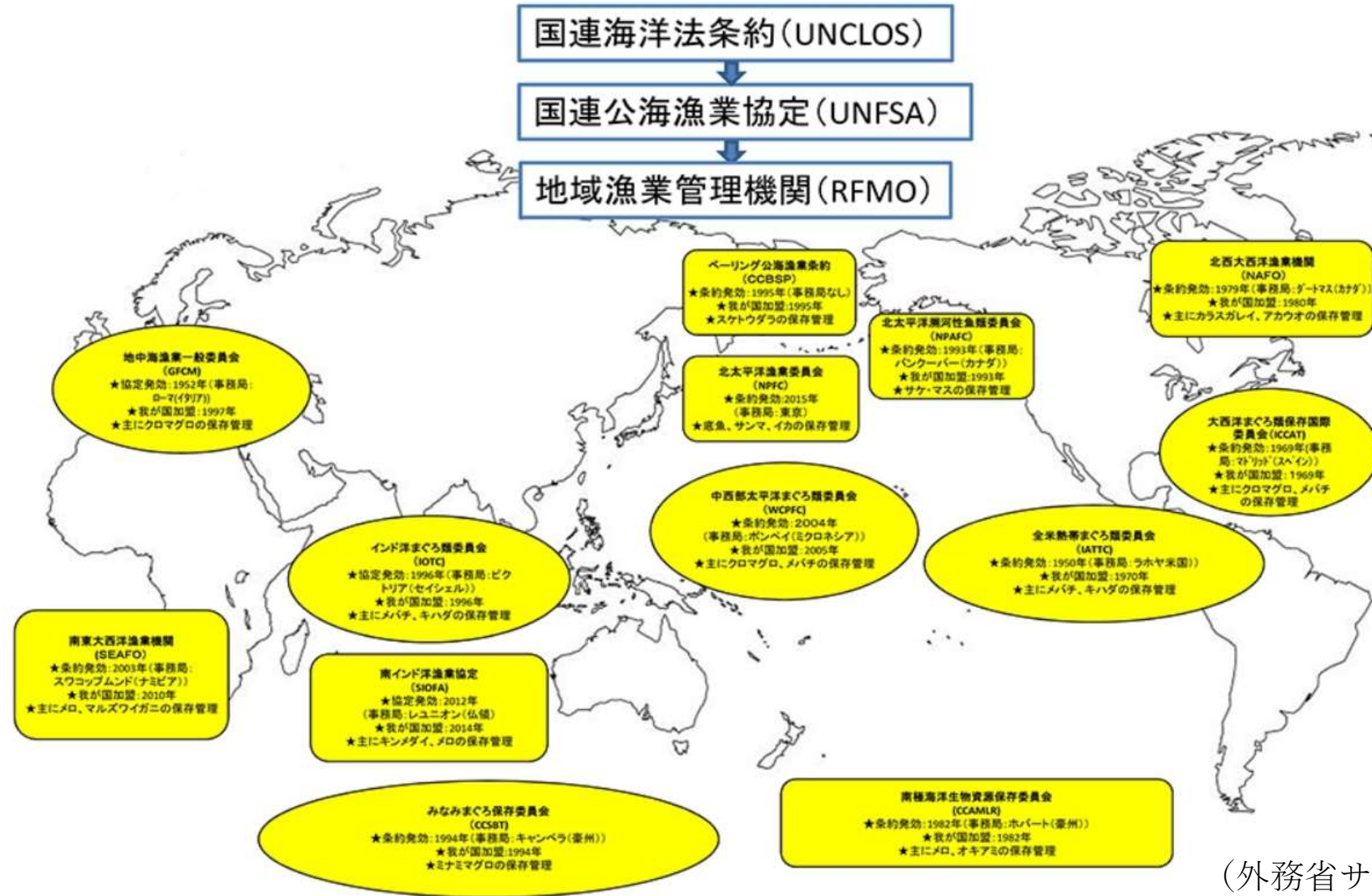


出典 大日本水産会 水産大百科 <https://www.suisankai.or.jp/knowledge/enyou/enyou.html>

トピック

1. 公海漁業と遠洋漁業
2. **公海漁業の規制と管理**
3. 海洋環境と生物多様性の保存
4. 公海漁業の将来

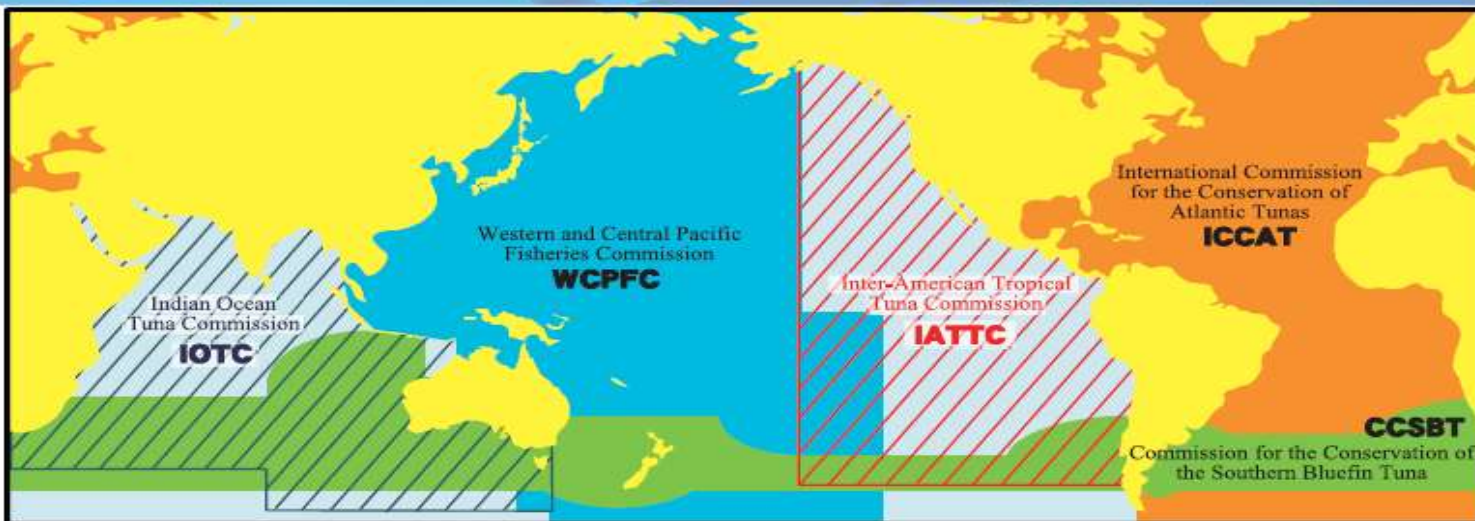
国連公海漁業協定と地域漁業管理機関



(外務省サイトから)

Regional Fisheries Management Organizations/Arrangements

Tuna Regional Fisheries Management Organizations and Resource Status



	IOTC Indian Ocean Tuna Commission	WCPFC Western and Central Pacific Fisheries Commission	IATTC Inter-American Tropical Tuna Commission	ICCAT International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas	CCSBT Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
Bluefin tuna		Medium / decreasing		East: low / stable West: low / slightly increasing	
Southern bluefin tuna					Low / stable
Bigeye tuna	Medium / stable	Medium / decreasing	Low / stable	Low / stable	
Yellowfin tuna	Medium / decreasing	Medium / stable	Medium / stable	Medium / stable	
Albacore	Medium / stable	North: high / stable South: high / decreasing		North: low / increasing South: medium / decreasing	

中西部太平洋まぐろ類委員会

(Western and Central Pacific Fisheries Commission: WCPFC)

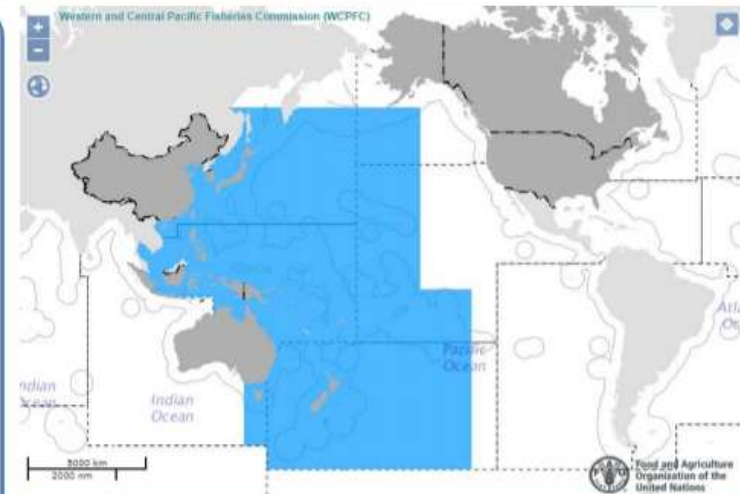
令和元年9月
経済局漁業室

概要

- **目的**
中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。
- **設立条約**
西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約 (Convention on the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean)
- **発効**
2004年6月19日 (我が国について効力発生: 2005年8月7日)
- **機能**
 - ・ 総漁獲可能量・漁獲努力量の決定や当該資源の長期的持続性を確保するために必要な保存管理措置・勧告を採択すること。
 - ・ 委員会の構成国間の協力・調整を推進すること。
- **締約国等(26)**
日本, 豪州, カナダ, 中国, クック諸島, フィジー, フランス, インドネシア, キリバス, マーシャル, ミクロネシア, ナウル, ニューージーランド, ニウエ, パラオ, パプアニューギニア, フィリピン, サモア, ソロモン, 韓国, トンガ, ツバル, 米国, バヌアツ, 台湾, EU
- **事務局所在地** ポンペイ(ミクロネシア)
- **対象魚種** まぐろ類
- **規制・保存措置**
 - ・ 漁獲努力量の削減・抑制及び禁漁期間の設定
 - ・ 漁船監視システム, オブザーバー制度
 - ・ 混獲対策

※2014年以降については、資源回復に向け、クロマグロの小型魚(30kg未満)の漁獲上限を削減したほか、メバチの漁獲枠の設定や集魚装置(FAD)を用いた操業の規制などの保存管理措置が採択されている。

協定適用水域



主な魚種の我が国漁獲量(単位:t)

	クロマグロ	メバチ	キハダ	カツオ
2008年	17,188	27,060	53,695	300,324
2009年	14,029	22,149	54,713	255,935
2010年	8,401	21,392	64,300	295,281
2011年	13,004	22,181	52,214	239,500
2012年	6,100	21,399	45,213	257,626
2013年	6,419	17,413	35,895	258,310
2014年	9,577	21,522	43,514	227,811
2015年	6,360	17,363	48,557	214,554
2016年	8,312	18,664	58,112	192,177
2017年	9,054	15,732	51,354	197,920

トピック

1. 公海漁業と遠洋漁業
2. 公海漁業の規制と管理
3. **海洋環境と生物多様性の保存**
4. 公海漁業の将来

国家管轄圏外海域における海洋生物多様性（BBNJ: Marine Biological Diversity beyond Areas of National Jurisdiction）の
保全及び持続可能な利用に関する国連新協定作成交渉

BBNJの背景

国家管轄権外の区域(公海)に存在する生物遺伝資源を含む生物多様性から、薬品開発など大きな経済的利益が予想される状況が生まれてきたこと

CBDでは生物多様性の保存とともに、持続可能な利用と生物多様性から得られる利益の公平な配分が条約の目的として規定されているが、条約適用範囲は国家管轄権の下にある区域に限定され、開発途上国としては公海にも同様な法的枠組みを希望

EUはNGOなどの関心を反映して公海におけるMPA設立のための法的枠組みの設立を要求

さらにEUは公海の生物多様性に影響を与える活動について統一的環境影響評価の導入を要求

議論の分野

- 利益配分の問題を含む海洋遺伝資源
- MPAを含む空間ベースの管理手法
- 環境影響評価(EIA)
- キャパシティービルディングと海洋技術移転
- 横断的問題

○ 昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022年12月に新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されています。2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれました。

なお、その他の関連要素として、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである「レビューメカニズム」も同時に採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。

▶ 昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造



セクション H. 2030 年グローバルターゲット(環境省仮訳、赤字は発表者追加)

ターゲット2

生物多様性と生態系の機能及びサービス、生態学的健全性及び連結性を向上させるために、2030年までに、劣化した陸域、内陸水域、海域及び沿岸域の生態系の少なくとも30%の地域で効果的な回復下にあることを確保する。

ターゲット3

2030年までに、陸域及び内陸水域、並びに海域及び沿岸域の少なくとも30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、該当する場合には先住民の及び伝統的な領域を認識しつつ、生態学的に代表的で、良く連結され、さらに衡平に統治された保護地域及びOECM (other effective area-based conservation measures) からなるシステムを通じて、効果的に保全及び管理されるとともに、より広域のランドスケープ、シースケープ及び海洋に統合されることを確保及び可能にする。その際、このような地域において適切な場合に行われる持続可能な利用は、保全の結果と完全に整合することを確保し、また、伝統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重する。

ターゲット4

人間によって引き起こされる既知の絶滅危惧種の絶滅を阻止し、また絶滅リスクを大幅に減らすための種、特に絶滅危惧種を回復及び保全し、並びに適応能力の維持のために在来種、野生種及び家畜・栽培種の個体群内及び個体群間の遺伝的多様性を維持及び回復するために、生息域内及び生息域外保全や持続可能な管理の実践等を通じて緊急の管理行動を確保するとともに、共存に向けて人間と野生生物との軋轢を最小化するため人間と野生生物の相互作用を効果的に管理する。

ターゲット5

先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用を尊重及び保護しながら、エコシステムアプローチを適用して、野生種の利用、採取及び取引が、持続可能で、安全かつ合法的であることを確保することにより、乱獲を防止し、非対象種と生態系への影響を最小化し、病原体の異種間伝播のリスクを低減する。

ターゲット9

生物多様性を向上させる持続可能な生物多様性に基づく活動、製品及びサービスと、先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用の保護と奨励等を通じて、野生種の管理及び利用が持続可能であることを確保することによって、人々、特に脆弱な状況にある人々及び生物多様性に最も依存している人々に社会的、経済的及び環境的な恩恵をもたらす。

ターゲット 15

生物多様性への負の影響を徐々に低減し、正の影響を増やし、**事業者(ビジネス)及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らす**とともに、持続可能な生産パターンを確保するための行動を推進するために、事業者(ビジネス)に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、**特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。**

- (a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、**透明性をもって開示すること**、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、**事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する**
- (b) 持続可能な消費パターンを推進するために**消費者に必要な情報を提供する**
- (c) 該当する場合は、**アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告する**

ターゲット 18

補助金を含む生物多様性に有害なインセンティブを2025年までに特定し、公正、公平、効果的及び衡平な方法により、廃止、段階的廃止又は改革を行う。最も有害なインセンティブから開始し、2030年までに少なくとも年間5,000億ドルを大幅にかつ漸進的に削減し、生物多様性の保全と持続可能な利用のために有益なインセンティブを拡大する。

トピック

1. 公海漁業と遠洋漁業
2. 公海漁業の規制と管理
3. 海洋環境と生物多様性の保存
4. **公海漁業の将来**

- 公海漁業の可能性；資源、地政学、経済性など
- 公海漁業の必要性；食料安全保障



世界の国の食料自給率

米国	127%	(2011)	
ドイツ	92%	(2011)	← 67% (1961)
フランス	129%	(2011)	
イギリス	72%	(2011)	← 42% (1961)
豪州	205%	(2011)	
カナダ	258%	(2011)	← 102% (1961)
日本	39%	(2011)	← 78% (1961)

コラム3. 都道府県別食料自給率

	カロリーベース (%)		生産額ベース (%)			カロリーベース (%)		生産額ベース (%)	
	平成30年度 (確定値)	令和元年度 (概算値)	30年度 (確定値)	令和元年度 (概算値)		平成30年度 (確定値)	令和元年度 (概算値)	平成30年度 (確定値)	令和元年度 (概算値)
全 国	37	38	66	66	全 国	37	38	66	66
北海道	196	216	214	211	滋 賀	48	49	37	38
青 森	120	123	238	241	京 都	12	12	19	19
岩 手	106	107	200	199	大 阪	1	1	6	6
宮 城	74	73	93	96	兵 庫	16	15	38	38
秋 田	190	205	150	163	奈 良	14	14	22	23
山 形	135	145	181	191	和歌山	28	28	113	110
福 島	78	78	92	93	鳥 取	62	61	130	135
茨 城	70	66	120	122	島 根	66	61	105	106
栃 木	73	71	108	110	岡 山	36	36	60	62
群 馬	33	32	93	96	広 島	22	21	38	39
埼 玉	10	10	17	17	山 口	32	29	44	44
千 葉	26	24	62	59	徳 島	41	41	113	116
東 京	1	0	3	3	香 川	33	33	90	92
神奈川	2	2	11	12	愛 媛	36	35	114	114
新 潟	107	109	108	112	高 知	47	43	175	170
富 山	78	76	63	63	福 岡	20	19	37	36
石 川	48	47	51	50	佐 賀	95	72	151	136
福 井	66	66	58	59	長 崎	45	39	139	145
山 梨	19	19	87	85	熊 本	59	56	158	159
長 野	53	53	130	134	大 分	47	42	115	114
岐 阜	24	25	43	43	宮 崎	64	60	281	284
静 岡	16	15	54	53	鹿 児 島	79	78	265	275
愛 知	11	12	32	32	沖 縄	27	34	63	63
三 重	40	39	63	64					

※ 都道府県別自給率は令和元年度の値が最新値となります

(「知ってる? 日本の食料事情 2022~食料自給率・食料自給力と食料安全保障」から 農林水産省 令和4年3月、以下同)

フード・マイレージ

日本はフランスの8.6倍、米国の3倍、韓国²の2.8倍

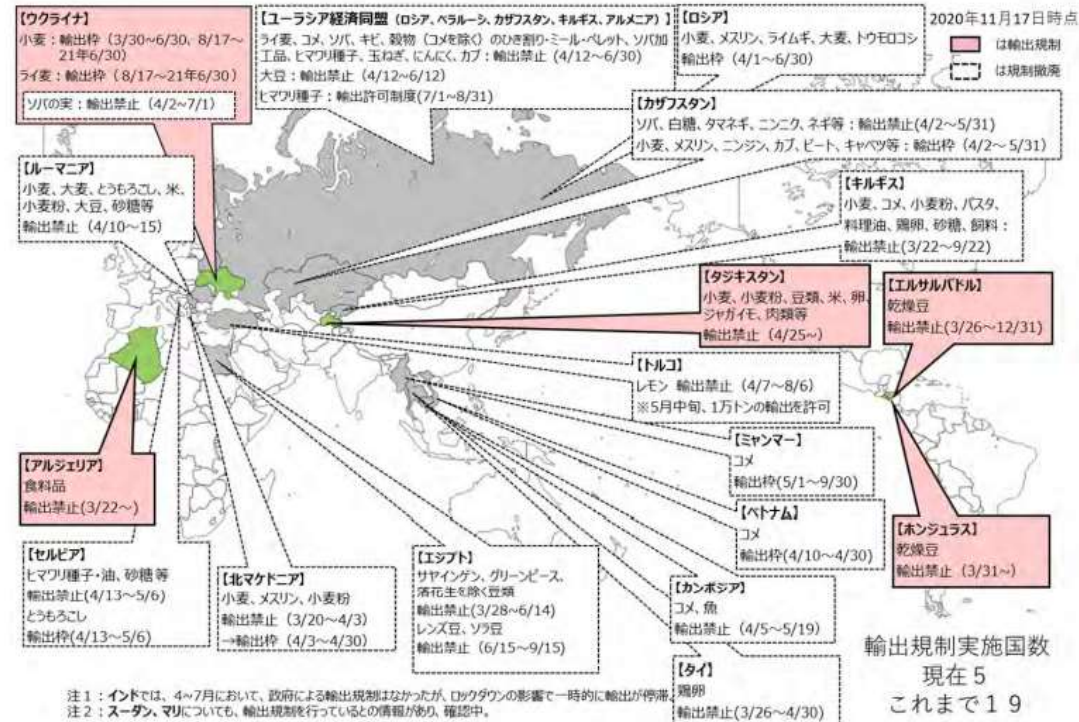
(農林水産省農林水産政策研究所の中田哲也政策研究調整官(当時)の2001年の試算)

国名	総量	国民一人当たり
<u>日本</u>	9002億800万	7093
<u>韓国</u>	3171億6900万	6637
<u>アメリカ合衆国</u>	2958億2100万	1051
<u>イギリス</u>	1879億8600万	3195
<u>ドイツ</u>	1717億5100万	2090
<u>フランス</u>	1044億700万	1738

コラム7. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う食料供給へ影響

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、小麦の主要輸出国であるロシアやウクライナ等で、小麦等の穀物の輸出が制限。その他の国・地域でも輸出規制が相次ぎ、**19か国**で食料の輸出規制が行われ、食料の供給に懸念が生じた。（2020年11月現在）
- また、感染拡大による農産物等の収穫、加工、輸送などサプライチェーンの混乱が随所で発生。

■新型コロナ感染拡大による農産物・食品の輸出規制等の動き



ジャック・ディウフFAO事務局長の World Affairs
Council of Northern California の会合での演説
(FAO News 世界の農林水産 2006年秋号から)

1万2,000年前に農業が始まって以来、約7,000種の植物が人類によって栽培され、また採取されてきました。今日では、たった15種類の植物と8種類の動物が我々の食料の90%を供給しているのです。そのような限られた食料カゴの中から食料を得ることは、無謀で危険なことです。



ご清聴
ありがとう
ございました。